(二)

一、分会が少数でも組織されてゐて、しかも今尚、従業員会の存在してゐない所に於ては、分会による雇主に対する闘争の煽動、工代会議に依る闘争の決議の宣傳煽動の過程に於て、全従業員の闘争への進出の契機を敏速に捉へ、それを組織し而してこれを、工代会議の基礎組織たらしめると共に、之を漸次戦闘化せしめ、やがて組合の分会に再組織しなければならぬ。

二、すでに工場内に独立的団体――所謂工場委員会の存在してゐる場合、組合分会は工場内に於ける直接的不平要求を捉へて公然と煽動し、その闘争の先頭に起つて戦ひこれを全従業員に支持せしめるやうにすると共に、かゝる分会による活動と相俟つて所謂工場委員会の機関に送りこまれた活動分子の活動が行はれることに依り、工場従業員会を工代会議の基礎組織たらしむると共に、之を漸次戦闘化せしめねばならぬ。

而してすでに工場委員会が存在してゐながら、分会の組織されて居らぬ所に於ては、外部よりの宣傳煽動に依り、工代に代表を参加せしめ、或は雇主に対して闘争を開始せしめるやうに導くことに依り、かゝる過程に於て工場内に組合の分会の基礎を作り出さねばならぬ。

三、若しも、同一工場内に右翼、中間派及左翼等各種組合の分会が存在してゐるところに於ても戦闘的組合分会の積極的なる而して独立の闘争の展開と相俟つて、全従業員の闘争への進出を契機に従業員会を組織せねばならぬ。而してかゝる場合、従業員会の成立とその戦闘化を可能ならしめるものは、あくまで戦闘的組合分会の独立的闘争にあることは云ふまでもないが、この場合は各分会間の共同委員会を設立するやうに努力しなければならぬ。かゝる闘争の過程を通じて、中間派右翼組合工場分会をして、当懇組合内に於ける戦闘的分派たらしめることが出来るのである。

四、従業員会の組織は以上によって明かな如く恰も独立団体たるかの如き規約をもち、一定の会費を徴収する等のことは避けねばならぬと共に、全従業員の参加に依る、工場内に於ける最も端初的な闘争組織としての機能を果させるべく、最初の出発からして、全従業員の組織としての形態をとらしめねばならぬ。

以上、

五　法律獲得闘争に関する件

今春の金融恐慌以来、わが資本主義の合理化の急速な進行は、巨大なる失業者群を生産し彼らを飢餓に陥れると共に、労働条件を極度に引下げることにより、労働大衆の生活の窮乏化を促進して、就業と失業とを問はず、たる処に労働大衆の自然発生的反抗を呼び起した。工代運動、工員運動、ストライキ運動の活潑な展開を通じて、大衆の要求は今や消し難く立ち現れるに至つた。

この大衆の最低要求は共同闘争の活動及び全国協議会開催と相俟って資本家政府に対する失業手当法、最低賃銀法、健康保険法改正、八時間労働、青少年婦人労働者組合同盟の組合員大衆の闘争目的要求となって多数の未組織労働者をこの戦線に参加せしめた。

かくてこの運動は大衆の闘争目的要求となって、之に参加せしめた。

この共同闘争の可能性と効果とは、ひとり失業者のみならず、広汎なる大衆の強烈な要求と支持とこの戦線へのすべての分子の参加のために努力し、大衆闘争の拡大と強化の力になり、小から労働大衆の生活保障を、国家政府の手から戦ひ取らねばならない。

実行方法

イ、あらゆる自然発生的不平、不安、要求をこの要求に結びつけるための、プロパガンダ。

（第一回盟より）

ロ、工員、工代、組合会議、共同闘争委員会、闘争会の利用

ハ、工場従業員会、工代運動、ストライキ、示威運動に発展させる。

吾々の要求

一、失業手当法の即時制定

支給額は男女同額二円五十銭。適用範囲は全産業労働者並に年収千百四円以下